

地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の 一部を改正する省令の概要

平成29年3月

総務省

1 改正の趣旨

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令の施行に伴い、自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更に対応した所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

- (1) 自動車取得税の廃止時期並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入時期の変更に対応した所要の規定の整備

自動車取得税の廃止並びに自動車税及び軽自動車税における環境性能割の導入に係る改正規定等の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする等、所要の規定の整備を行う。

- (2) 地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止時期の変更に対応した所要の規定の整備

方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に係る改正規定の施行期日を平成29年4月1日から平成31年10月1日とする等、所要の規定の整備を行う。

3 施行期日

公布の日